

## 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約

### （設置）

第1条 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三次市、庄原市、安芸高田市、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県北部建設事務所管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

### （協議会の対象河川）

第3条 協議会は、別表1の河川を対象とする。

### （協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

### （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難情報等の発令に資する情報提供
- 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項

### （幹事会の構成）

第6条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

### （幹事会の実施事項）

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し、事前調整会議を開催することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成29年2月2日から施行する。

平成30年2月1日 一部改正

令和元年6月3日 一部改正

令和2年3月3日 一部改正

令和2年6月25日 一部改正

令和3年6月3日 一部改正

令和4年5月26日 一部改正

令和6年6月14日 一部改正

別表 1

一級河川江の川水系指定区間神野瀬川
一級河川江の川水系指定区間布野川
一級河川江の川水系指定区間馬洗川
一級河川江の川水系指定区間西城川
一級河川江の川水系指定区間比和川
一級河川江の川水系指定区間戸郷川
一級河川江の川水系指定区間国兼川
一級河川江の川水系指定区間美波羅川
一級河川江の川水系指定区間上下川
一級河川江の川水系指定区間北溝川
一級河川江の川水系指定区間板木川
一級河川江の川水系指定区間多治比川
一級河川太田川水系指定区間三篠川
一級河川高梁川水系指定区間成羽川
その他広島県北部建設事務所管内における指定区間内の一級河川

別表 2

広島県土木建築局長
広島県北部建設事務所長
広島県北部建設事務所庄原支所長
三次市長
庄原市長
安芸高田市長
中国地方整備局三次河川国道事務所長
広島地方気象台長
(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県北部建設事務所次長(技術)
広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術)
三次市危機管理監危機管理課長
庄原市総務部危機管理課長
安芸高田市危機管理監危機管理課長
中国地方整備局三次河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官
(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部